

資格の大原

第75回税理士試験

解答速報

事業税

本解答は令和7年8月8日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2025年 8/7(木)～8/20(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕－50 点－

問1(1) (15点)

I. 法人又は個人が行う事業に対して、当該法人又は個人が事業税を課される場合

〔1〕法人事業税の納税義務者等

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う法人（1点）

法人事業税は、法人の行う事業に対し、次の事業の区分に応じ、それぞれに定める額により事務所等所在の道府県において、その法人に課する。

① ②から④以外の事業（1点）

(イ) ①(ロ)以外の法人（外形対象法人）…付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

(ロ) 公益法人等、特別法人、人格のない社団等その他一定の法人並びにこれらの法人以外の法人でその事業年度終了の日における資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの…所得割額

② 電気供給業（③を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業…収入割額（1点）

③ 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業（1点）

(イ) ③(ロ)以外の法人（外形対象法人）…収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

(ロ) ①(ロ)の法人…収入割額及び所得割額の合算額

④ 特定ガス供給業…収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額（1点）

(2) 減資への対応（2点）

その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人であって、その事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、払込資本の額（資本金の額及び資本剰余金の額の合算額をいう。）が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。

〔2〕個人事業税の納税義務者等

(1) 国内に事務所等を設けて事業を行う個人（1点）

個人事業税は、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対し、所得を課税標準として事務所等所在の道府県において、その個人に課する。

(2) みなし事務所等（1点）

事務所等を設けないで行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業については、その事業を行う者の住所又は居所のうち、その事業と最も関係の深いものをもって、その事務所等とみなして、事業税を課する。

II. 法人又は個人が事業税を課されない場合

〔1〕概要（1点）

事業税は、原則として法人の行うすべての事業、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業に対して課されるが、一定の法人や事業等について、公共性、公益性及び二重課税防止などの理由により課税することが適当でないものについては、地方税法及び条例により課税できない規定が設けられている。

また、個人の行う第1種事業、第2種事業及び第3種事業として法定された事業に該当しない場合には課税されない。

〔2〕非課税法人（1点）

道府県は、国及び次の法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- (1) 都道府県、市町村、特別区等
- (2) 国立大学法人等
- (3) 日本放送協会等

〔3〕非課税事業（1点）

道府県は、次の事業に対しては、事業税を課することができない。

- (1) 林業
- (2) 鉱物の掘採事業
- (3) 農事組合法人で農地法に掲げる要件のすべてを満たしているものが行う農業

〔4〕非課税所得等（1点）

道府県は、次の法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 学校法人等
- (3) 税理士会等

〔5〕道府県の条例による課税免除（1点）

地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合においては、課税をしないことができる。

Ⅲ. 地方税法の施行地に主たる事務所等を有しない場合（1点）

外国法人又は国内に主たる事務所等を有しない個人の行う事業に対する事業税の規定の適用については、恒久的施設をもって、その事務所等とする。

問1(2) (15点)

〔1〕概要（1点）

事業を行う個人が、当該個人と生計を一にする親族を当該事業に従事させた場合の取扱い、事業専従者の特例である。

〔2〕事業専従者（2点）

事業を行う個人と生計を一にする親族（その年度の初日の属する年の前年の12月31日（年の中途にその親族の死亡又はその事業の廃止があった場合は、その死亡又は廃止の時）に年齢が15歳未満である者を除く。）で専らその個人の行う事業に従事するものをいう。

〔3〕青色事業専従者

(1) 届出書を提出している場合（2点）

青色事業専従者がその事業から青色事業専従者給与に関する届出書に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、その個人の事業の所得の計算上必要な経費に算入する。

(2) 届出書を提出しなかった場合（2点）

前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたこと、又は青色事業専従者を控除対象配偶者若しくは扶養親族としたことにより青色事業専従者給与に関する届出書を提出しなかった事業税の納税義務者に係る青色事業専従者が、その事業から給与の支払を受けた場合において、申告（申告期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで）にされたものを含む。）をしているとき（青色事業専従者

給与に関する事項についての申告がないことについてやむを得ない事情があると道府県知事が認めるときを含む。)も、(1)と同様とする。

〔4〕白色事業専従者

(1) 内 容 (2点)

事業専従者がある場合には、各事業専従者について、次の金額のうちいずれか低い金額をその個人の事業の所得の計算上必要な経費とみなす。

- ① 50万円(事業を行う個人の配偶者である事業専従者については86万円)
- ②
$$\frac{\text{その個人の事業の所得の金額(事業専従者控除前)}}{\text{事業専従者の数}+1}$$

(2) 申告要件 (1点)

(1)は、申告(申告期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む。)をしている場合(事業専従者控除に関する事項についての申告がないことについてやむを得ない事情があると道府県知事が認める場合を含む。)に限り、適用する。

〔5〕事業専従者の範囲

(1) 原 則 (2点)

その事業に従事する期間がその年を通じて6月超の期間その事業に専ら従事する者をいう。

(2) 例 外 (2点)

青色事業専従者は、次のいずれかに該当するときは、その事業に従事することができると認められる期間を通じてその2分の1超の期間その事業に専ら従事すれば足りるものとする。

- ① その事業が年の中途に開業、廃業等によりその年中を通じて営まれなかったこと。
- ② その事業に従事する者の死亡、長期にわたる病気等によりその年中を通じてその事業に従事することができなかったこと。

〔6〕事業専従者に該当しない者 (1点)

次の者は、事業に従事していても、その該当する者である期間は、原則として事業専従者に該当しないものとする。

- (1) 学校の学生又は生徒である者
- (2) 他に職業を有する者
- (3) 老衰その他心身の障害により事業に従事する能力が著しく阻害されている者

問2 (20点)

〔1〕概 要 (4点)

甲社は事業年度終了の日現在の資本金の額が1億円以下(5,000万円)の卸売業を行う法人であるため、所得課税法人に該当する。

甲社の行う事業に対する所得割の課税標準は、各事業年度の所得による。

甲社は、L県及びM県に対して、事務所等を設けて事業を行っていることから、各道府県に納税義務を負う。

甲社は、事業年度終了の日現在、L県及びM県の2県のみに事務所等を設けて事業を行っているため、軽減税率適用法人に該当する。

また、2県以上に事務所等を設けて事業を行う法人であることから、課税標準額の総額を分割基準により関係道府県に分割する。

甲社は、N国においても支店を設置して卸売業を行っているため、特定内国法人である。

資格の大原 本文中無断転載禁

法人税と法人事業税における課税標準の計算方法の差異は、特定内国法人の課税標準の計算方法と特別の定めであり〔3〕〔4〕に示した。

算出税額から控除される税額及び控除順は、〔7〕に示した。

〔2〕各事業年度の所得の算定方法（2点）

各事業年度の所得は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、地方税法又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、その各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する。

〔3〕特定内国法人

（1）原則（1点）

その特定内国法人の事業の所得の総額から外国の事業に帰属する所得を控除して得た額とする。

（2）例外（1点）

外国の事業に帰属する所得の計算が困難であるときは、次により算定した金額をもって、その特定内国法人の外国の事業に帰属する所得とみなす。

$$\text{所得の総額} \times \frac{\text{外国に有する事務所等の従業者の数}}{\text{外国に有する事務所等の従業者の数} + \text{国内に有する事務所等の従業者の数}}$$

〔4〕特別の定め（法人税の計算の例によらない事項）

（1）欠損金の繰戻還付制度がないことに伴う繰越控除の調整（1点）

法人税において、その事業年度に生じた欠損金について繰越控除するか、又は繰戻還付を受けるかは、法人の任意としているが、事業税においては、すべて繰越控除する。

（2）所得税額等の損金不算入（1点）

法人税において、法人が納付した所得税額等を損金の額に算入するか、又は損金の額に算入しないで税額控除とするかは、法人の任意としているが、事業税においては、すべて損金の額に算入しない。

（3）外国税額の損金算入の調整（1点）

法人税において、内国法人が外国で納付した法人税に相当する税額を損金の額に算入するか、又は損金の額に算入しないで税額控除とするかは、法人の任意としているが、事業税においては、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国税額は、損金の額に算入する。

（4）通算法人の損益通算に関する規定等の調整（1点）

法人税において、通算法人は、損益通算に関する規定、欠損金の通算に関する規定等を適用するが、事業税においては、その規定の例によらない。

〔5〕分割課税標準額の算定方法（3点）

卸売業を行う法人であるため、課税標準額の総額の2分の1相当額を事業所等の数、その2分の1相当額を事業所等の従業者の数により関係道府県に分割する。

（1）従業者の数

事業年度終了の日現在における数値

（2）事業所等の数

事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値とする。

〔6〕事業税額の算定

甲社に係る事業税額は、分割課税標準額に、下記の標準税率を目安として、それぞれの道府県の条例により定められた税率を乗じて算定した額である。

(1) 標準税率（軽減税率適用法人）（1点）

各事業年度の所得のうち年400万円以下の金額×3.5%

各事業年度の所得のうち年400万円超年800万円以下の金額×5.3%

各事業年度の所得のうち年800万円超の金額×7.0%

（注1）分割法人の軽減税率適用の留意点（1点）

分割法人の軽減税率の適用を受ける所得は、課税標準額が関係道府県に分割される前の所得によるものとする。

（注2）軽減税率不適用法人（1点）

3以上の道府県に事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のものをいう。

(2) 制限税率（1点）

道府県は、標準税率を超える税率で事業税を課する場合は、標準税率に1.2を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

〔7〕算出税額から控除される税額及び控除順（1点）

(1) 法人事業税の特定寄附金税額控除

青色申告法人等が、認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する特定寄附金を支出した場合には、その寄附金支出事業年度に係る事業税額から、その事業年度において支出した特定寄附金の額の合計額の20%相当額を控除する。

この場合において、その事業年度における控除額が事業税額の20%相当額を超えるときは、その控除額は、事業税額の20%相当額とする。

(2) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う税額控除

仮装経理に基づく過大申告の場合に道府県知事が所得割につき更正をしたときは、その更正に係る事業年度の事業税として納付された金額のうち、その更正により減少する部分の金額で仮装経理した金額は地方税法の還付等の規定にかかわらず、更正の日の属する事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度の所得割額から控除する。

(3) 租税条約実施に係る事業税の控除

事業を行う法人について、租税条約等の実施に係る還付すべき金額（以下「還付金額」という。）が生ずるときは、その更正があった日とその更正に係る更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後である場合を除き、過納額の還付の規定にかかわらず、還付金額は、その更正の日の属する事業年度開始の日から1年以内に開始する各事業年度の納付すべき事業税額から順次控除する。

(4) 税額控除の順序

税額控除は(1)、(2)の順序に従って控除し、その次に既に納付すべき確定事業税額がある場合にはこれを控除した後に、(3)を控除する。

〔第二問〕－50点－

問 1 (25 点)

○計算過程

課税標準額の算定及び税額の算定

〔1〕 課税標準額

(1) 所得

① 所得の総額

法人税の所得 1,850,980,000 円

加算

損金算入所得税

(483,450 円－303,450 円＝180,000 円) 180,000 円 ②
1,851,160,000 円

② 課税標準額（千円未満切捨）

1,851,160,000 円

(2) 付加価値額

① 収益配分額

(イ) 報酬給与額

① 給与等

(620,000,000 円－10,000,000 円－20,000,000 円)＋313,000,000 円＋263,000,000 円＝1,166,000,000 円

② 掛金等

48,600,000 円＋38,168,000 円＋21,523,000 円＝108,291,000 円

③ 派遣

15,000,000 円×75%＝11,250,000 円 ②

④ ①＋②＋③＝1,285,541,000 円 ②

(ロ) 純支払利子

① 支払利子

357,000,000 円＋220,450,000 円＋38,200,000 円＝615,650,000 円

② 受取利子

95,000,000 円＋10,000,000 円＋73,500,000 円＋1,150,000 円＝179,650,000 円

③ ①－②＝436,000,000 円 ②

問1（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

(ハ) 純支払賃借料

① 支払賃借料

$$(37,000,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円}) + 20,000,000 \text{ 円} + 9,950,000 \text{ 円} + 11,500,000 \text{ 円} = 77,450,000 \text{ 円}$$

② 受取賃借料

$$2,400,000 \text{ 円}$$

$$\textcircled{ハ} \quad \textcircled{①} - \textcircled{②} = \underline{75,050,000 \text{ 円}} \quad \textcircled{②}$$

(ニ) (イ) + (ロ) + (ハ) = 1,796,591,000 円

② 単年度損益

$$1,851,160,000 \text{ 円}$$

③ 雇用安定控除額

$$\underline{1,285,541,000 \text{ 円} - 1,796,591,000 \text{ 円} \times 70\% = 27,927,300 \text{ 円}} \quad \therefore \text{適用あり} \quad \textcircled{②}$$

④ 課税標準額（千円未満切捨）

$$\textcircled{①} + \textcircled{②} - \textcircled{③} = 3,619,823,000 \text{ 円}$$

(3) 資本金等の額

① 資本金等の額

$$\underline{2,500,000,000 \text{ 円} + 2,400,000,000 \text{ 円} = 4,900,000,000 \text{ 円} > 4,770,000,000 \text{ 円}} \quad \therefore 4,900,000,000 \text{ 円} \quad \textcircled{②}$$

② 持株会社に係る控除額

(イ) 判定

(注1)

$$\frac{3,420,000,000 \text{ 円}}{4,963,000,000 \text{ 円}} = 68.9\cdots\% \rightarrow 69\% > 50\% \quad \therefore \text{持株会社} \quad \textcircled{②}$$

(注2)

第14期

第15期E株式会社

第15期F株式会社

第15期G株式会社

第15期H株式会社

$$(\text{注1}) \quad 1,400,000,000 \text{ 円} + 720,000,000 \text{ 円} + 470,000,000 \text{ 円} + 380,000,000 \text{ 円} + 450,000,000 \text{ 円}$$

$$= 3,420,000,000 \text{ 円}$$

第14期

第15期

E株式会社貸付金

F株式会社貸付金

$$(\text{注2}) \quad 2,500,000,000 \text{ 円} + (2,700,000,000 \text{ 円} - 165,000,000 \text{ 円} - 72,000,000 \text{ 円}) = 4,963,000,000 \text{ 円}$$

$$(\text{ロ}) \quad 4,900,000,000 \text{ 円} - 4,900,000,000 \text{ 円} \times \frac{3,420,000,000 \text{ 円}}{4,963,000,000 \text{ 円}} = \underline{1,523,413,258 \text{ 円}} \quad \textcircled{②}$$

③ 課税標準額（千円未満切捨）

$$1,523,413,000 \text{ 円}$$

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

〔2〕 分割課税標準額

(1) 分割基準

① 事業所等の数

(イ) X 県 本 社 12

(ロ) Y 県 a 営業所 12

(ハ) Z 県 b 営業所 7

(ニ) (イ) + (ロ) + (ハ) = 31

② 従業者の数

(イ) X 県 本 社 23 人

(ロ) Y 県 a 営業所 $9 \text{ 人} \times 2 = 18 \text{ 人} < 25 \text{ 人}$ $\therefore$ 著しい変動あり

$(25 \text{ 人} + 23 \text{ 人} + 24 \text{ 人} + 25 \text{ 人} + 25 \text{ 人} + 10 \text{ 人} + 11 \text{ 人} + 10 \text{ 人} + 9 \text{ 人} + 12 \text{ 人} + 12 \text{ 人} + 12 \text{ 人}) \div 12$

$= 16.5 \text{ 人} \rightarrow 17 \text{ 人}$ ②

(ハ) Z 県 b 営業所 $11 \text{ 人} \times \frac{7}{12} = 6.4 \text{ 人} \rightarrow 7 \text{ 人}$ ②

(ニ) (イ) + (ロ) + (ハ) = 47 人

(2) 課税標準額の区分 (それぞれ千円未満切捨)

① 所得

$1,851,160,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 925,580,000 \text{ 円}$

② 付加価値額

$3,619,823,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 1,809,911,000 \text{ 円}$

③ 資本金等の額

$1,523,413,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 761,706,000 \text{ 円}$

(3) 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

① 所得

(イ) 事業所等の数

X 県	$\left\{ \begin{array}{l} 12 = 358,289,000 \text{ 円} \\ 12 = 358,289,000 \text{ 円} \\ 7 = 209,001,000 \text{ 円} \end{array} \right.$
Y 県 $925,580,000 \text{ 円} \div 31 \times$	
Z 県	

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

(v) 従業者の数

$$\begin{array}{lcl} \text{X 県} & & 23 \text{ 人} = 452,943,000 \text{ 円} \\ \text{Y 県} & 925,580,000 \text{ 円} \div 47 \text{ 人} \times & 17 \text{ 人} = 334,784,000 \text{ 円} \\ \text{Z 県} & & 7 \text{ 人} = 137,852,000 \text{ 円} \end{array}$$

(ハ) 合計

$$\text{X 県} \quad 358,289,000 \text{ 円} + 452,943,000 \text{ 円} = 811,232,000 \text{ 円}$$

$$\text{Y 県} \quad 358,289,000 \text{ 円} + 334,784,000 \text{ 円} = 693,073,000 \text{ 円}$$

$$\text{Z 県} \quad 209,001,000 \text{ 円} + 137,852,000 \text{ 円} = 346,853,000 \text{ 円}$$

② 付加価値額

(イ) 事業所等の数

$$\begin{array}{lcl} \text{X 県} & & 12 = 700,610,000 \text{ 円} \\ \text{Y 県} & 1,809,911,000 \text{ 円} \div 31 \times & 12 = 700,610,000 \text{ 円} \\ \text{Z 県} & & 7 = 408,689,000 \text{ 円} \end{array}$$

(v) 従業者の数

$$\begin{array}{lcl} \text{X 県} & & 23 \text{ 人} = 885,701,000 \text{ 円} \\ \text{Y 県} & 1,809,911,000 \text{ 円} \div 47 \text{ 人} \times & 17 \text{ 人} = 654,648,000 \text{ 円} \\ \text{Z 県} & & 7 \text{ 人} = 269,561,000 \text{ 円} \end{array}$$

(ハ) 合計

$$\text{X 県} \quad 700,610,000 \text{ 円} + 885,701,000 \text{ 円} = 1,586,311,000 \text{ 円}$$

$$\text{Y 県} \quad 700,610,000 \text{ 円} + 654,648,000 \text{ 円} = 1,355,258,000 \text{ 円}$$

$$\text{Z 県} \quad 408,689,000 \text{ 円} + 269,561,000 \text{ 円} = 678,250,000 \text{ 円}$$

③ 資本金等の額

(イ) 事業所等の数

$$\begin{array}{lcl} \text{X 県} & & 12 = 294,853,000 \text{ 円} \\ \text{Y 県} & 761,706,000 \text{ 円} \div 31 \times & 12 = 294,853,000 \text{ 円} \\ \text{Z 県} & & 7 = 171,998,000 \text{ 円} \end{array}$$

問 1 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

(v) 従業者の数

X 県		23 人 = 372, 749, 000 円
Y 県	761, 706, 000 円 ÷ 47 人 ×	17 人 = 275, 510, 000 円
Z 県		7 人 = 113, 445, 000 円

(ハ) 合計

X 県 294, 853, 000 円 + 372, 749, 000 円 = 667, 602, 000 円

Y 県 294, 853, 000 円 + 275, 510, 000 円 = 570, 363, 000 円

Z 県 171, 998, 000 円 + 113, 445, 000 円 = 285, 443, 000 円

[3] 事業税額 (それぞれ百円未満切捨)

X 県

所 得 割 811, 232, 000 円 × 1. 0% = 8, 112, 300 円

付加価値割 1, 586, 311, 000 円 × 1. 2% = 19, 035, 700 円

資 本 割 667, 602, 000 円 × 0. 5% = 3, 338, 000 円

合 計 30, 486, 000 円

Y 県

所 得 割 693, 073, 000 円 × 1. 0% × 1. 7 = 11, 782, 200 円

付加価値割 1, 355, 258, 000 円 × 1. 2% × 1. 2 = 19, 515, 700 円

資 本 割 570, 363, 000 円 × 0. 5% × 1. 2 = 3, 422, 100 円

合 計 34, 720, 000 円

Z 県

所 得 割 346, 853, 000 円 × 1. 0% × 1. 7 = 5, 896, 500 円

付加価値割 678, 250, 000 円 × 1. 2% × 1. 2 = 9, 766, 800 円

資 本 割 285, 443, 000 円 × 0. 5% × 1. 2 = 1, 712, 600 円

合 計 17, 375, 900 円

問 1（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

問 1（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

○各県に納付すべき事業税額

X	県	①	30,486,000 円
Y	県	①	34,720,000 円
Z	県	①	17,375,900 円

問 2 (25 点)

○計算過程

課税標準額の算定及び税額の算定

〔1〕 課税標準額

(1) 収入保険料

① 個人保険

$$8,210,000,000 \text{ 円} - 985,200,000 \text{ 円} = 7,224,800,000 \text{ 円}$$

② 貯蓄保険

$$1,663,000,000 \text{ 円} - 169,560,000 \text{ 円} = 1,493,440,000 \text{ 円}$$

③ 団体保険

$$347,200,000 \text{ 円} - (27,776,000 \text{ 円} + 14,000,000 \text{ 円}) = 305,424,000 \text{ 円}$$

④ 団体年金保険

$$450,000,000 \text{ 円} - 72,000,000 \text{ 円} = 378,000,000 \text{ 円}$$

(2) 課税標準額

① 個人保険

$$7,224,800,000 \text{ 円} \times 24\% = 1,733,952,000 \text{ 円}$$

② 貯蓄保険

$$1,493,440,000 \text{ 円} \times 7\% = 104,540,800 \text{ 円}$$

③ 団体保険

$$305,424,000 \text{ 円} \times 16\% = 48,867,840 \text{ 円}$$

④ 団体年金保険

$$378,000,000 \text{ 円} \times 5\% = 18,900,000 \text{ 円}$$

⑤ $\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 1,906,260,000 \text{ 円}$ (千円未満切捨) $\textcircled{1}$

〔2〕 分割課税標準額

(1) 分割基準

① 事業所等の数

(イ) A 県

① a 本社 12

② b 支店 12

③ $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 24$

問2（続き）

課税標準額の算定及び税額の算定（続き）

(㍑) B 県

① c 支店 12

② d 支店 9

③ ①+②=21

(㍒) C 県

① e 支店 5 ①

② f 支店 8

③ ①+②=13

(㉓) (㍋) + (㍑) + (㍒) = 58

② 従業者の数

(㍋) A 県

① a 本社 100 人 - 2 人 = 98 人

② b 支店 64 人 - 2 人 = 62 人

③ ①+②=160 人

(㍑) B 県

① c 支店 38 人

② d 支店 18 人 $\times 2 = 36$ 人 < 42 人 $\therefore$ 著しい変動あり

$(42 \text{ 人} + 40 \text{ 人} + 35 \text{ 人} + 30 \text{ 人} + 30 \text{ 人} + 32 \text{ 人} + 26 \text{ 人} + 21 \text{ 人} + 18 \text{ 人}) \div 12 = 22.8 \text{ 人} \rightarrow \underline{23 \text{ 人}} \text{ ①}$

③ ①+②=61 人

(㍒) C 県

① e 支店 $24 \text{ 人} \times \frac{6}{12} = \underline{12 \text{ 人}} \text{ ①}$

② f 支店 $36 \text{ 人} \times \frac{8}{12} = 24 \text{ 人}$

③ ①+②=36 人

(㉓) (㍋) + (㍑) + (㍒) = 257 人

(2) 課税標準額の区分（千円未満切捨）

$1,906,260,000 \text{ 円} \times \frac{1}{2} = 953,130,000 \text{ 円}$

問 2 (続き)

課税標準額の算定及び税額の算定 (続き)

(3) 分割課税標準額 (それぞれ千円未満切捨)

① 事業所等の数

$$\begin{array}{lcl} \text{A 県} & & 24 = 394,398,000 \text{ 円} \\ \text{B 県} & 953,130,000 \text{ 円} \div 58 \times & 21 = 345,098,000 \text{ 円} \\ \text{C 県} & & 13 = 213,632,000 \text{ 円} \end{array}$$

② 従業者の数

$$\begin{array}{lcl} \text{A 県} & & 160 \text{ 人} = 593,388,000 \text{ 円} \\ \text{B 県} & 953,130,000 \text{ 円} \div 257 \text{ 人} \times & 61 \text{ 人} = 226,229,000 \text{ 円} \\ \text{C 県} & & 36 \text{ 人} = 133,512,000 \text{ 円} \end{array}$$

③ 合計

$$\begin{array}{lcl} \text{A 県} & 394,398,000 \text{ 円} + 593,388,000 \text{ 円} = & 987,786,000 \text{ 円} \\ \text{B 県} & 345,098,000 \text{ 円} + 226,229,000 \text{ 円} = & 571,327,000 \text{ 円} \\ \text{C 県} & 213,632,000 \text{ 円} + 133,512,000 \text{ 円} = & 347,144,000 \text{ 円} \end{array}$$

〔 3 〕 事業税額 (それぞれ百円未満切捨)

$$\begin{array}{lcl} \text{A 県} & 987,786,000 \text{ 円} \times 1.0\% = & 9,877,800 \text{ 円} \\ \text{B 県} & 571,327,000 \text{ 円} \times 1.0\% \times 1.2 = & 6,855,900 \text{ 円} \\ \text{C 県} & 347,144,000 \text{ 円} \times 1.0\% \times 1.06 = & 3,679,700 \text{ 円} \end{array}$$

○各県に納付すべき事業税額

A 県	⑦	9,877,800 円
B 県	⑦	6,855,900 円
C 県	⑦	3,679,700 円

□合格ラインの読み□

昨年と同様に〔第一問〕理論50点（問1:30点、問2:20点）〔第二問〕計算50点（問1・問2各25点）の2問形式の出題でした。

〔第一問〕問1(1)及び(2)が各3枚、問2が4枚、〔第二問〕問1が7枚、問2が3枚の合計20枚の用紙枚数でした。

〔第一問〕問1(1)は「納税義務者」「非課税」「地方税法の施行地に主たる事務所等を有しない場合」について問う問題でした。「納税義務者」は「第2回直前予想模擬試験」でも出題しており、解答できた方も多いと思います。

問1(2)は「事業専従者の特例」について問う問題でした。Aランクの個別理論であり、解答どおりの答案を作成できたと思います。

〔第一問〕問2は「卸売業を営む所得課税法人の課税標準・税額算定」について問う問題でした。「法人税と法人事業税における課税標準の計算方法の差異」「算出税額から控除される税額・控除順序」の他、問われていることも多く、「配点・答案用紙の枚数・この問題に使うことのできる時間」等を考慮し、要領よく解答することが求められます。

〔第二問〕問1「資本金1億円超の経営コンサルタント業の税額算定」、問2「生命保険業」の組み合わせで出題されました。問1の「退職給与負担金の取扱い」「資本割」は難しい論点だったため、できなくても合否には影響しないと考えられますが、それ以外の内容は学習済みの論点が多く、ミス無く解答できたかがポイントです。

〔第一問〕

問1 「納税義務者」「事業専従者の特例」はAランクであり、精度の高い解答が必要です。「非課税」はCランク、「地方税法の施行地に主たる事務所等を有しない場合」はBランクとなり、必要に応じて「自分の言葉で要約する」等の工夫をしながら答案作成をする必要がありました。

問2 「卸売業を営む所得課税法人の課税標準・税額算定」についての問題でした。この問題のメインテーマは「卸売業を営む所得課税法人の課税標準・税額算定」です。その上で「法人税と法人事業税における課税標準の計算方法の差異」「算出税額から控除される税額・控除順序」「欠損金」「分割基準」「特定内国法人」「グループ通算制度」「外国税額の損金算入の調整」「所得税額等の損金不算入」「軽減税率」が問われていますので、その内容に沿って、まんべんなく解答する必要があります。

なお、「グループ通算制度」や「算出税額から控除される税額」の具体的な内容は解答できなくても合否には影響しないと考えられますが、「控除順序」については解答できると合格可能性が高くなります。

〔第二問〕

問1 「資本金1億円超の経営コンサルタント業の税額算定」の問題です。課税標準は「所得」「付加価値額」「資本金等の額」となり、分割基準は「課税標準額の総額の2分の1相当額を事業所等の数、その2分の1相当額を事業所等の従業者の数」となります。「資本金等の額」以外は、過去の本試験でも繰り返し出題されている論点が多く、比較的解きやすい問題でした。「退職給与負担金の取扱い」や「資本金等の額」の「持株の保有状況」については資料の読み取りが難しいため、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」と「資本金等の額」の比較までしっかり行い、他の受験生ができるところを確実に解答し得点を積み上げる必要があります。本問のような問題では「各県に納付すべき事業税額」が算出できなくても合否には影響しないと考えられます。「難しい項目は他の受験生も解答できない」ということをしっかり見極め、それ以外の論点を確実に解答することが合格答案作成の鉄則です。

なお、「E株式会社貸付金・F株式会社貸付金」は第15期に係るものとして解答を作成しています。

また、「退職給与負担金」は退職給与を直接支給するA社の報酬給与額となります。

問2 「生命保険業」の問題です。

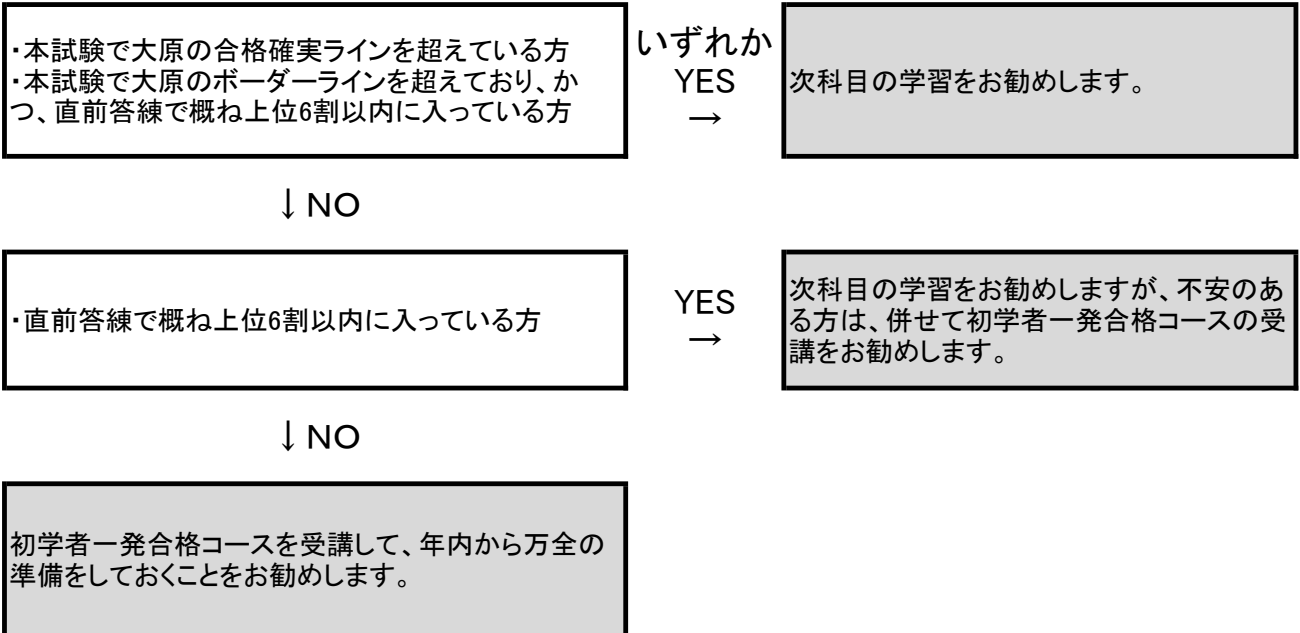
平易な問題であり、「全国統一公開模擬試験」でも同様の問題を出題しているため、対策も十分できていたと思います。課税標準額や分割基準の計算も特に難しいところはありませんでした。基本問題であるため、合格のためには「各県に納付すべき事業税額」まで正解する必要があります。

ボーダーラインは理論36点、計算35点、合計71点前後になると思われ、合格確実ラインは理論48点、計算39点、合計87点前後になると思われます。

【事業税】 学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談も承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



事業税 コース紹介

9月開講【初学者一発合格コース】 講義回数：41回（週1回）

（講義時間：年内2時間30分、年明3時間）

事業税を学習され、本試験を受験された方であっても、本試験での出来具合や、前年度の学習状況によっては、9月から初学者一発合格コースでの学習を始めることが合格への近道となります。

初学者一発合格コースは、年内の4ヶ月で基礎項目及び重要論点の1回転学習を行い、1月からの初学者短期合格コースに合流するコースです。

9月から学習を始めることで、早めに理論対策に取り組めるため、1月から2回転目の学習をすることによる理解度が高められるという利点があります。

ボリュームの少なさから、学習が疎かになりがちな科目ですので、学習計画を上手く立てられずに試験を迎えてしまったような方には、年内からの基礎一巡が年明けの学習負担の軽減に大きく役立ちますので、学習不足を感じた方や理論対策に苦勞された方で確実な学習項目の定着を図りたい方は、9月からの初学者一発合格コースの受講をお勧めします。